

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8月 8日
【報告者の名称】	理研コランダム株式会社
【報告者の所在地】	埼玉県鴻巣市宮前547番地の1
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鴻巣市宮前547番地の1
【電話番号】	048(596)4411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 石川 和男
【縦覧に供する場所】	理研コランダム株式会社 (埼玉県鴻巣市宮前547番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、理研コランダム株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、オカモト株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 オカモト株式会社
所在地 東京都文京区本郷三丁目27番12号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年8月7日開催の取締役会において、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けであり、当社株式の上場は維持される方針です。

また、上記のとおり当社取締役会があらかじめ賛同したことにより、本公開買付けは、当社が平成20年3月28日開催の当社第109回定時株主総会において導入し、平成29年3月30日開催の当社第118回定時株主総会において更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）にいう大規模買付行為には該当しないこととなります。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式3,033,760株（所有割合（注）：32.89%）を所有しておりますが、平成29年8月7日開催の取締役会において、後記に定義する応募合意株主が所有する応募合意株式を取得し、公開買付者と当社それぞれの事業基盤強化と持続的成長を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注） 所有割合とは、当社が平成29年8月7日に提出した「平成29年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「平成29年12月期 第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年6月30日現在の当社の発行済株式総数（10,000,000株）から、平成29年12月期 第2四半期決算短信に記載された平成29年6月30日現在の当社が所有する普通株式に係る自己株式数（776,322株）を控除した株式数（9,223,678株）を分母として計算しております。以下同じです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年8月7日に、当社の第4位（当社は、平成29年8月7日現在、当社株式776,322株を所有しておりますが、議決権を有していないため、当社の株主順位は、当社を除いたものを記載しています。以下、当社の株主順位の記載において同じとします。）の株主である損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。所有株式数：428,000株、所有割合：4.64%）、当社の第5位の株主である小菱商事株式会社（以下「小菱商事」といいます。所有株式数：400,000株、所有割合：4.34%）、当社の第8位の株主である昭和工業株式会社（以下「昭和工業」といいます。所有株式数：128,200株、所有割合：1.39%）、当社の第9位の株主であるエムワイ総合企画株式会社（以下「エムワイ企画」といいます。所有株式数：128,000株、所有割合：1.39%）及び当社の株主であり、公開買付者の元代表取締役会長であった岡本多計彦（以下「岡本氏」といいます。所有株式数：27,200株、所有割合：0.29%）との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが所有する全ての当社株式（所有株式数の合計：1,111,400株、所有割合の合計：12.05%。以下「応募合意株式」といい、損保ジャパン、小菱商事、昭和工業、エムワイ企画及び岡本氏を総称して「応募合意株主」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得たとのことです。なお、本応募契約の概要については、後記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針です。しかし、応募合意株主以外の当社の株主の皆様にも当社株式に係る売却の機会を提供するという観点から、買付予定数の上限を2,500,000株（所有割合：27.10%。なお、本公開買付けにより当該2,500,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式の数は5,533,760株となり、その所有割合は60.00%となります。）としており、応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんの

で、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（2,500,000株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における意思決定に至る過程につき、以下の説明を受けております。

() 本公開買付けの背景

公開買付者は、日本ゴム工業株式会社（昭和9年1月に創業し、昭和24年6月にその株式を東京証券取引所に上場。）と、財団法人理化学研究所に起源を有する理研護謄工業株式会社（昭和12年6月創業）が昭和33年2月に合併し、その後、岡本ゴム工業株式会社（昭和9年2月創業）が当該合併会社と昭和43年2月に合併したことによって生まれた会社であり、本書提出日現在、公開買付者及び公開買付者の関係会社（子会社22社及び関連会社2社（当社を含みます。））。以下「公開買付者グループ」といいます。）は「創意あふれる技術を集結して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、公開買付者に関係するすべての人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命としているとのことです。

公開買付者グループの事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれ、その代表的な製品は、産業用製品ではプラスチックフィルム、壁紙、フレキシブルコンテナ、自動車内装材、粘着テープ、食品衛生用品、食品用脱水・吸水シート等であり、生活用品では Condom、カイロ、除湿剤、メディカル製品、手袋、シューズ・雨衣等と多岐に亘りますが、これらの事業は創業以来培ってきた素材の研究と高度な技術を追い求めたこと、及び会社の統合・合併・事業の譲受等により吸収した製造技術・ノウハウが加味され現在の公開買付者グループの事業創造に役立っています。そして、これを基盤として公開買付者グループは環境にやさしい製品を世に送り出し、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々のステークホルダーとの友好な関係の維持、発展に努めてきたとのことです。

一方、当社は、財団法人理化学研究所で開発された研磨材をもとに、昭和10年12月に研磨布紙の製造販売を目的として設立され、昭和36年10月に株式を東京証券取引所市場第二部に上場し、現在は、当社及び当社の関係会社（子会社2社及び関連会社2社（公開買付者を除きます。））。以下「当社グループ」といいます。）にて、研磨布、耐水研磨紙、リコーズベルト、レジンベルト、研磨材等の製造販売を行う研磨布紙等製造販売事業及びゴムローラ、グリップローラ等の製造販売を行うOA器材部材等製造販売事業並びに不動産の管理・賃貸を行う不動産賃貸事業を主なセグメントとして事業を展開しております。

公開買付者は、昭和48年より、同じく財団法人理化学研究所に起源を有する企業として当社に出資してその株式を取得し、以後、徐々に当社株式の取得を進めてきた結果、平成27年3月時点で、当社株式1,132,760株（当時の当社の発行済株式総数（10,000,000株）に対する割合：11.33%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有する当社の主要株主である筆頭株主でありました。そうしたところ、公開買付者による当社株式のさらなる取得、役員の派遣及び相互の業務の提携により、当社の経営基盤・収益力・競争力の一層の補完・強化を進め、もって両社の企業価値向上を実現するために、当社との間で、平成27年2月12日付で資本業務提携（以下「本提携」といいます。）を締結いたしました。

そして、本提携に基づき、平成27年3月24日開催の当社第116回定時株主総会において、公開買付者が派遣した2名が、当社の取締役として選任され、そのうち1名が当社の代表取締役に就任いたしました。また、公開買付者は、平成27年4月より当社の当時の大株主と個別協議を進め、まず、平成27年5月15日付で株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びヒューリック株式会社が所有する当社株式1,017,000株（当時の当社の発行済株式総数（10,000,000株）に対する割合：10.17%（小数点以下第三位を四捨五入））を東京証券取引所の立会外取引（以下「ToSTNet取引」といいます。）により取得（1株当たり228円）し、平成27年6月12日付で明治安田生命保険相互会社及び損保ジャパンが所有する当社株式の一部である884,000株（当時の当社の発行済株式総数（10,000,000株）に対する割合：8.84%（小数点以下第三位を四捨五入））をToSTNet取引により同様に取得（1株当たり238円）したとのことです。これにより公開買付者は、当社株式3,033,760株（所有割合：32.89%）を所有することとなり、当社を持分法適用関連会社とするに至りました。なお、当時の当社株式の取得価格である1株当たり228円及び238円につきましては、当社の特定の大株主を対象としたToSTNet取引ということもあり、それぞれの取得日の前日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用しているとのことです。

本提携以降、公開買付者と当社は、主に当社の主要事業である研磨布紙等製造販売事業で密に連携を進めてまいりました。具体的には、まず、当社の製造部門では、技術者を公開買付者の静岡工場や茨城工場に研修派遣させ、3S（整理・整頓・清掃）活動や生産管理のノウハウの取得に努めました。また、営業面においては、当社の販売代理店会に公開買付者の販売責任者が出席し、プレマーケティングを実施するなど連携を進めました。当社の営業拠点においても、公開買付者グループの施設を利用することで、異業種間での情報交換や事務所運営コストの削減に繋がっております。物流部門においても、当社の担当者を公開買付者の物流子会社へ研修派遣させ、物流ノウハウの共有を図ることで物流部門の集約化を進めております。

しかしながら、公開買付者グループ及び当社を取り巻く事業環境は他社との競合の激化や原材料価格の上昇等を受け益々厳しさを増していることから、公開買付者グループ及び当社は、双方の経営基盤、事業ノウ

ハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値向上を実現するための施策を早期に実施することが急務であるとの認識で一致するに至りました。

そして、公開買付者と当社が上記のような協力を行っていくにあたり、現状の公開買付者と当社の資本関係の下では、公開買付者から当社への人材、ノウハウ等の経営資源の共有にも限界があり、一体的な事業活動を行う上での一定の制約があることから、この制約を緩和し、より連携を深めた事業運営を図っていくためには、かかる資本関係を更に深化させる必要があることを認識いたしました。

このような状況の中、公開買付者は、平成29年5月中旬より、公開買付者による当社株式のさらなる取得について検討を開始し、同年6月中旬に当社にその意向を伝え、その後当社との間で相互に協議を進めてまいりました。その結果、平成29年7月中旬に、公開買付者と当社は、公開買付者が応募合意株主の所有する当社株式の全部を含め、当社株式を追加取得することによって、連携を推進し、かつ、両社が培った経営ノウハウをより積極的に相互に提供することによって、本提携をさらに発展させることが、今後の公開買付者と当社のさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの認識を共有するに至りました。また、当社との協議と並行して、公開買付者は、平成29年6月中旬以降、応募合意株主との間で応募合意株式の取得に関する本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）や応募株式数について交渉をそれぞれ行ったとのことです。そして、応募合意株主との間で、本公開買付けを実施することにより応募合意株式を公開買付者が取得すること、及び本公開買付価格については、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日である平成29年8月7日の前営業日（平成29年8月4日）までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値を基礎とすることについて合意し、同年8月7日付で本応募契約を締結したとのことです。かかる協議・交渉を経て、公開買付者は平成29年8月7日開催の取締役会にて、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者及び当社は、より一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものが考えられると判断しております。

(a) 生産部門の効率性追求

当社の各工場の役割の明確化や加工部門の集約化を図るため、工場・倉庫の配置転換によりスペースの有効活用を実施し、両社の工場配置と利用の最適化を図ること

(b) 販売網での連携強化

当社と公開買付者の国内販売ネットワークの連携はもとより、特に海外営業展開については、公開買付者のネットワークを活用したマーケティング強化や公開買付者と当社双方の製品を相互に又は組み合わせ提供するクロスセル機会の獲得を図ることにより、当社の海外事業所の設置と公開買付者の事業拠点の利用の最適化を図ること

(c) 技術面での交流

当社が保有する高度な研削・研磨技術と公開買付者が保有する高度な粘着・接着技術を融合させ、これまでにないユニークな新製品・新技術を生み出すこと、特に食品加工・洗浄用や角質除去等美容関係等の新分野への進出を具体化していくこと

(d) 生産管理やインフラ面の連携

公開買付者のノウハウを用いて、当社の生産管理システムの再構築を実施し在庫の削減を図り、決算作業の短縮やキャッシュフローの改善を図ること

() 本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社株式の東京証券取引所市場第二部の上場を維持し、当社の上場会社としての自主的な経営を保持しながら公開買付者と当社との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えているとのことです。このため、公開買付者は、本公開買付け成立後の当社の経営方針に重要な変更を加えることは予定していないとのことです。また、当社の取締役1名は公開買付者の代表取締役を兼任していますが、本公開買付け成立後も、現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えているとのことです。したがって、現時点では、当社の役員構成等のガバナンス体制の変更は予定していないとのことです。

当社における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者による当社株式の更なる取得について公開買付者と協議を開始した平成29年6月中旬以降、同年8月7日に至るまで、複数回にわたり社内でも協議を続けてまいりました。

当社は、これまで、当社の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてまいりました。その一環として、上記「公開買付者における意思決定に至る過程」の「() 本公開買付けの背景」のとおり、公開買付者と当社は、事業提携関係を密なものとするために本提携をし、当社技術者を公開買付者の静岡工場や茨城工場に研修派遣させることをはじめ、主に当社の主要事業である研磨布紙等製造販売事業で連携を進めているところです。もっとも、当社を取り巻く事業環境は、企業のグローバル化に伴う国内市場の縮小といった事情により、依然として厳しい状況にある

といわざるを得ません。その状況にあつて、当社が成長を続けて企業価値を向上させていくには、当社単独での企業努力もさることながら、共同利益を追究することができる信頼できるパートナーとの協力関係がより一層必要であると認識するに至りました。

当社は、本公開買付けにより公開買付者が当社の議決権の過半数に相当する株式を保有することになれば、当社は公開買付者の連結子会社となることにより、当社の対外的な信用力は増大し、当社の資金調達コストの削減や取引先の維持、拡大が期待できると考えました。加えて、上記「公開買付者における意思決定に至る過程」の「()本公開買付けの背景」のとおり、当社は、本提携以降、公開買付者から様々な支援を受けておりますが、当社が公開買付者の連結子会社とならなくとも、本公開買付けにより公開買付者が当社の株式(議決権)の保有割合を高めることにより、公開買付者からより一層の支援を受け、これまで以上に公開買付者と連携を深めた事業運営を行うことができ、当社にとっても事業上のメリットが大きいと考えております。具体的には、上記「公開買付者における意思決定に至る過程」の「()本公開買付けの背景」で挙げた(a)から(d)のようなメリットが考えられ、これにより、当社の重要な経営課題である売上高が伸び悩んでいる状態を克服することができると思います。

当社は、公開買付者が、本公開買付けが当社株式の上場廃止を目的とするものではない旨表明し、公開買付者及び当社は本公開買付成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることを確認しております。また、当社が公開買付者の連結子会社になった場合であっても、これまでの公開買付者との関係を踏まえると当社の経営の独立性は今後も維持されるものと考えられますので、当社取締役会は、引き続き、当社株主全体の利益を考慮し、経営をしてまいります。

以上のように、本公開買付けは、公開買付者が当社の株式(議決権)の保有割合を高めることにより、公開買付者との協同による一定のシナジーを実現し、両社共同の利益を追求するものであると考えられることから、当社は、平成29年8月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。

また、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、基準の明確性及び客観性を重視するため、当社株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを踏まえ、当社株式の市場価格を基礎として1株当たりの株式価値を検討し、具体的には、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日である平成29年8月7日の前営業日(平成29年8月4日)までの過去1か月間の当社株式の終値の単純平均値229円(円未満を四捨五入)を基礎とし、応募合意株主及び当社との協議及び交渉を経て、本公開買付価格を229円と決定したとのことです。当社としては、このような方法は、当社株式1株当たりの株式価値を算定する合理的な手法であり、本公開買付価格には一定の合理性があると考えます。

もっとも、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であり、当社株主の皆様が本公開買付後も当社株式を保有するという選択肢を採ることも十分な合理性があると考えます。そのため、当社は、上記の本公開買付けに賛同する旨の決議に際し、本公開買付けに応募するか否かは、当社株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議いたしました。

この決議の詳細については、後記「(6)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、公開買付者は、当社株式の市場価格を基礎として本公開買付価格を229円と決定したとのことで、独自に第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していないとのことです。

そして、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、当社といたしましても、本公開買付価格の決定に当たってのこのような方法が合理的であると判断したため、独自に第三者算定機関から株式価値算定書を取得していません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針であります。実際、公開買付者は、買付予定数の上限を2,500,000株としているとのことですので、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は最大で5,533,760株（所有割合：60.00%）となる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、応募合意株主の所有する応募合意株式（所有株式数の合計：1,111,400株、所有割合の合計：12.05%）を取得して、公開買付者と当社それぞれの事業基盤強化と持続的成長を図ることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本書提出日現在においては、本公開買付け後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社は、公開買付者が当社株式3,033,760株（所有割合：32.89%）を所有しており、当社が公開買付者の持分法適用関連会社となっている状況や、公開買付者出身者を当社取締役起用していること等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして岡村総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、公開買付者からの本公開買付けに関する説明内容を慎重に検討し、公開買付者との協議を重ねるとともに、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討致しました。

その結果、当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社になる場合は、当社の対外的な信用力が増大し、当社の資金調達コストの削減や取引先の維持、拡大が期待でき、加えて、当社が公開買付者の連結子会社とならなくとも、本公開買付けにより公開買付者が当社の株式（議決権）の保有割合を高めることにより、公開買付者からより一層の支援を受け、これまで以上に公開買付者と連携を深めた事業運営を行うことができ、公開買付者との協同による一定のシナジーを実現することができると考えられるとの結論に至りました。そして、平成29年8月7日開催の当社取締役会には、審議及び決議に参加できる取締役8名全員（監査等委員である取締役3名を含みます。）が出席し、全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議いたしました。

なお、当社取締役岡本二郎は、公開買付者の代表取締役会長を兼務しており、本公開買付けに関する議案の決議に特別利害関係を有すると考えられるため、上記議案の審議及び決議に参加していません。また、当社代表取締役社長下村洋喜及び当社取締役増田富美雄は、公開買付者の出身者であり、公開買付者の株式を保有していることに鑑み、本公開買付けに関し、利害の相反の懸念を払拭し、当社取締役会の意思決定の公正性、透明性及び客観性を高める観点から、上記議案の審議及び決議には参加していません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年8月7日に、応募合意株主との間で、応募合意株主が所有する応募合意株式（所有株式数の合計：1,111,400株、所有割合の合計：12.05%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、応募合意株主の応募の前提条件として、公開買付者に法令の違反がなく、本応募契約に定める公開買付者が履行又は遵守すべき義務（注）が重要な点において履行され又は遵守されていること、本公開買付けが法令及び本応募契約の規定に従って開始されていること、が定められているとのことです。

（注） 公開買付者は、本公開買付けを開始する義務、本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務の不処分並びに秘密保持義務を負っております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
下村 洋喜	代表取締役社長	-	10,000	10
北澤 雄二	専務取締役	技術部担当	4,000	4
江口 真一	常務取締役	経営管理室長	-	-
雨貝 昇	取締役	製造部長	-	-
細井 雅弘	取締役	営業部長	-	-
石川 和男	取締役	総務部長	-	-
増田 富美雄	取締役	生産管理部担当	-	-
岡本 二郎	社外取締役	-	-	-
本多 正明	取締役(監査等委員)	-	-	-
長崎 俊樹	取締役(監査等委員)	-	-	-
新井田 哲也	取締役(監査等委員)	-	-	-
計	-	-	14,000	14

(注) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

上記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」のとおり、当社は本買収防衛策を導入いたしております。その内容については、平成29年3月30日開催の当社第118回定時株主総会招集通知記載のとおりであります。当社取締役会があらかじめ賛同したことにより、本公開買付けは本買収防衛策にいう大規模買付行為には該当しないこととなります。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上